

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第百十三号

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二号）の規定に基き四月二十三日及び四月三十日に行う選挙（知事選挙を除く）及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定に基き右期日に行う選挙の候補者につき昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十六年三月九日  
外 金 曜 日

昭和二十六年三月十六日から  
昭和二十六年三月二十五日まで

本書ノ大キサハ國定規格A五判